

令和4年4月定例教育委員会次第

日時：令和4年4月26日（火）
午前10時～午前11時30分予定
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- 第1号議案 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について (文化スポーツ課)
- 第2号議案 犬山市社会教育委員の委嘱について (文化スポーツ課)
- 第3号議案 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)
- 第4号議案 犬山市史編さん委員会専門部会委員(調査執筆委員)の委嘱について (歴史まちづくり課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
- (2) 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について (学校教育課) No.2
- (3) 令和4年度授業改善犬山プランについて (学校教育課) No.3
- (4) 学校健診情報の分析について (学校教育課) No.4
- (5) 学校訪問計画について (学校教育課) No.5
- (6) 令和4年度年間行事計画表について (学校教育課) No.6
- (7) 5月・6月行事予定表について (学校教育課) No.7
- (8) 教育委員会各課事務分担について (各課) No.8
- (9) 令和4年度小中学校修学旅行等一覧 (学校教育課) No.9
- (10) 犬山市青少年問題協議会委員の委嘱について (文化スポーツ課) No.10
- (11) 議会の議決を経るべき事件 (歴史まちづくり課) No.11
- (12) 適応指導教室「わいわい」の開設について (学校教育課) No.12
- (13) 羽黒・羽黒北子ども未来園民営化説明会の質疑について (子ども未来課) No.13
- (14) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.14

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第1号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年4月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

(案)

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員

任期【令和4年5月1日～令和5年3月31日】

NO	氏名	所属	選出区分	新規・継続
1	横井 耕市	犬山市社会教育審議会 会長	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
2	堀 美 鈴	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
3	木澤 和子	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
4	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 委員	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
5	佐藤 正之	名古屋経済大学教授	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続

1)設置について

○犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。
- ・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- ・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。

- ・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び、犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。
- ・審査会に委員長を置く。
- ・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

- ・年1回(2月初旬頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

- ・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

4)審査会の女性比率 40%

犬山市教育委員会第2号議案

犬山市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条並びに犬山市社会教育委員設置条例第1条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年4月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市社会教育委員の委嘱任期の満了に伴い、犬山市社会教育委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市社会教育委員名簿（案）

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

NO	氏名	区分	所属・役職	備考
1	横井 耕市	(2)	犬山市スポーツ少年団本部長	継続
2	田川 憲次郎	(2)	楽田地区コミュニティ推進協議会・顧問	継続
3	川島 紀之	(2)	(特非) 犬山市民活動支援センター・理事長	継続
4	赤塚 次郎	(4)	犬山市文化財保護審議会・委員	継続
5	杉本 裕子	(3)	犬山市主任児童委員	継続
6	佐藤 正之	(4)	名古屋経済大学・教授	継続
7	千葉 桂子	(1)	元犬山市教育委員	継続
8	山田 昌宏	(2)	犬山市文化協会・会長	継続
9	森岡 万朱衣	(3)	犬山市婦人会連絡協議会・会長	新規

1. 設置について

- 犬山市社会教育委員設置条例(昭和29年8月1日施行)に基づき設置する。
- 委員の定数15名以内とする。
- 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1)学校教育の関係者
 - (2)社会教育の関係者
 - (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4)学識経験のある者
- 委員の任期2年。ただし重任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。

2. 役割（社会教育法昭和24年6月施行及び犬山市社会教育審議会規則昭和29年7月施行）

- 犬山市社会教育委員をもって犬山市社会教育審議会を組織する。(第2条)
- 審議会は、次の職務を行う。
 - (1)社会教育振興に関する諸事項の審議を行う。
 - (2)定時(年2回)又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べる。
 - (3)前2号の職務を行うために、必要な調査研究を行う。(第6条)
- 審議会は、委員の1/2以上で開き、過半数でこれを決定する。

3. 報酬

- 日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

4. その他

- 女性比率33.3%

犬山市教育委員会第3号議案

犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について

犬山祭伝承保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年4月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山祭伝承保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会委員名簿（案）

（任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日）

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員	鬼頭秀明	(1) 学識経験者	文化庁文化審議会専門委員・ 中京大学文学部非常勤講師	継続
2	委員	入江宣子	(1) 学識経験者	日本民俗音楽学会・ 民俗芸能学会会員	継続
3	委員	久保智康	(1) 学識経験者	京都国立博物館名誉館員	継続
4	委員	藤井健三	(1) 学識経験者	財団法人西陣織物館顧問	継続
5	委員	水野耕嗣	(1) 学識経験者	国立岐阜工業高等専門学校名誉教授・ 日本建築学会終身会員	継続
6	委員	菊池健策	(1) 学識経験者	元文化庁文化財部伝統文化課主任 文化財調査官・ 東京文化財研究所客員研究員	継続
7	委員	石樽康彦	(1) 学識経験者	日本ロボット学会会員・ 日本機械学会会員・工学博士	継続
8	委員	多和田兼道	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行及び副 会長	(一社) 犬山祭保存会会長代行	継続
9	委員	小林幹和	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行及び副 会長	(一社) 犬山祭保存会副会長	継続
10	臨時 委員	高木浩行	(3) その他教育委員会が必要とする者	魚屋町代表 ※任期：魚屋町修理事業完了迄	新規
11	臨時 委員	柴田憲一	(3) その他教育委員会が必要とする者	下本町代表 ※任期：下本町修理事業完了迄	新規

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山祭伝承保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・全体会議を年2回、専門部会を必要に応じて開催。
- ・内容は、全体会議が事業方針の決定、事業計画の承認、実績報告等、専門部会が高度な専門知識を必要とする調査、検討会議等。

(3) 本会議の女性比率は9.1%。

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年4月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）を委嘱する必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員名簿（案）

（任期：委嘱の日から諮問の答申に係る日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	委員	久保正明	愛知学院大学非常勤講師・豊田市史資料調査会	新規 歴史班
2	委員	関口哲矢	大同大学など非常勤講師	新規 歴史班
3	委員	岡佑哉	愛知学院大学非常勤講師	新規 歴史班
4	委員	山中海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士前期課程	新規 民俗班
5	委員	永田幸枝	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所研究員	新規 地理班
6	委員	加藤秋人	名古屋経済大学経済学部准教授 地域連携センター副センター長	新規 地理班
7	委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部准教授	新規 地理班
8	委員	望月友恵	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任研究員	新規 観光・文化班
9	委員	鈴木努	子ども未来センター長	新規 観光・文化班
10	委員	大島敏裕	元教員	新規 観光・文化班